

「急がれる 企業の会計・監査基準の統一基準化」

早稲田大学法学部 教授 上村達男氏

日本の会計・監査は公正な慣行を重視し、法律とは一線を画していることで権威を保ってきた。一方、米国では法との関係が薄れたために、エンロン、ワールドコム事件のように、会計の不正が行われ、法律の網が被せられるようになった。そこで以下のような手を打った。

米国では、企業は州法の下にあるので国家として全体を規制するのは難しかったが、連邦法の「郵便・通信法」で網をかけることにしたのである。この法律によればインターネットでディスクローズしても通信であり、郵便で決算資料を送っても郵便法の下にあるので、通信・郵便を利用しての不正行為として取り締まることが出来るのである。

米国では、なぜこのようなことが出来るのか。資本市場を構成しているのは個人と機関投資家であるが、機関投資家は自己資金で行動しているわけではなく、個人の資金を基にして行動しているのだから個人の代行とみなす。そうすると米国の場合は、株主の90%以上が個人であり、国民の30から40%の人が資産運用を株式市場に依存していることになる。老後の資金や年金基金を依存しているわけだから、株式市場での不正は国家全部を駄目にするとみたのである。

この間に日本の会計理論、監査理論は、証券市場を担う法的枠組みの中の会計・監査というより、もっぱら公正な会計慣行の独自性を強調してきたのである。

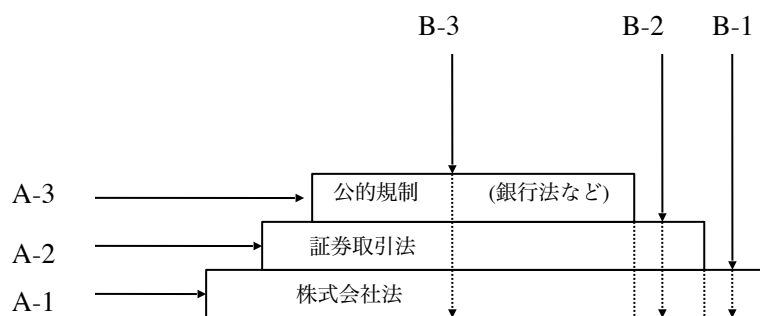
企業会計原則は、一方では財務諸表規則という証券取引法規則が踏まえるべき「一般に公正妥当であると認められるところ」(証取法193条)とされ、他方では商法上も商業帳簿を作成する際に斟酌すべき「公正な会計慣行」(商法32条2項)とされてきた。

企業会計審議会は、連結会計・時価会計・減損会計など証券取引法・商法の改正を直ちに伴うような日々のルールメイクをしているにもかかわらず、金融審議会とも法制審議会とも異なる独自の慣行確認の場としてきた。

証券取引法が要求する公認会計士の監査証明も、財務諸表が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に合致しているかの意見表明であり、証券取引法監査目的にかなっていないかの意見でないため、「適法意見」ではなく「適正意見」と呼ばれる。つまり証券市場を担うべき意見表明になっていないのである。証券取引法の情報開示も、情報会計と呼ばれ、情報開示と配当も一体の問題と見られてきた。しかし前者は証券取引法、後者は商法なのである。

日本には米国の証券取引委員会(SEC)に相当するパブリック機関がない。あるのは企業会計審議会、証券取引法、商法などがばらばらに適用されるだけである。

しかしこれからは見方を変えなければならない。以下の図を見て欲しい。



株式会社法、証券取引法、公的規制が、従来は、図の左側Aの方向から別々に見られてきた。したがって、この3つの関連がはっきりしない。

しかし将来は、上のBの方向から見る。B-1から見れば、株式会社法からのみ見れば良い非上場企業に過ぎないが、B-2から見れば証券取引法から規制を受ける上場企業の見方になる。B-3から見れば、下の土台である株式会社法、証券取引法がしっか

りと上を支えているから公的規制が機能するのである。言い換えれば、上の要求を下が満足させねばならない。更に別の言い方をすれば、所有・経営・監督の3つがしっかりしていなければならない。これを、コーポレートガバナンスの強化と言い換えても良い。

そして、経営情報、内部監査と外部のモニターの責任において情報が開示され、これを証券市場が評価する。情報開示はすでに株主になっている人ではなく、これから株を買おうかなという潜在株主・機関投資家に対して最初に開示される。

経営者が企業の所有者ならば決算公告で済むが、パートナーなら投資を呼び込む企業内容開示を行うべきなのである。経営権の正当性はこれをするから認められるのである。

そうすると、それぞれの企業が勝手に自由な会計をしていたのでは、他社株を比較することは不可能である。このためには他社との比較が出来るような共通の「眼鏡」が必要になる。その眼鏡の条件は、共通の単位、共通の資格を持っている人の客観的分析、期中における財産・損益の状況のリアルタイム開示、および決算時期で無くても重要情報の適時開示などである。そのためには日々の取引記録を正確につける会計がベースになる。論理性と普遍性と言い換えても良い。

ところが実態は、商法と証券取引法とに分かれていて関連が薄い。これが先に述べた「適正意見」ではあるが「適法意見」とは限らないという結果になる。「企業の真実の価値は何か」を銘記すべきなのである。会計事象は会計学者が、法的枠組みは法学者がきちんと体系付けるべきである。